

◆小西喜代次議員の賛成討論

ただ今上程されており意見書案第 27 号 介護保険制度の拡充へ介護報酬の引き上げを求める意見書の提出について賛成の立場から討論します。

今年の 5 月に改定され介護保険法により、8 月からは、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げが実施され、来年 8 月からは、現役並み所得者の利用料が 3 割負担となります。

また、要介護 1・2 のサービスの地域総合事業への移行についても検討されています。すでに前回の見直しで、「利用料が 2 割になり、サービスを減らした」「特養の対象が要介護 3 以上となり、入所できない」などのいわゆる「介護困難者」が広がっています。とりわけ、保険料を払っているのにいざ介護が必要な時に介護サービスが受けられない、といった深刻な状況にあります。

介護報酬はほぼ 3 年に 1 度改定されます。今回は 2 年に 1 度の医療の診療報酬改定と重なる年のため、財務省は診療・介護の報酬を一体的に削減する機会にすることを狙っています。

前回 2015 年度の介護報酬改定では安倍晋三政権が過去最大級の、4.48%という大幅なマイナス改定を強行した結果、多くの介護事業所の経営が苦境に追い込まれました。職員を確保できず特別養護老人ホームが新たに開所できない事態などが大問題になりました。

厚労省が行った実態調査では、介護施設や事業所の大半が利益率を低下させ、経営悪化に陥っていることが明らかになっています。小規模事業所を中心に廃業が続いており、地域の介護基盤を大きく揺るがしています。

こうしたことから、介護報酬削減は一人一人が使う介護サービスの量と質の縮減につながるため、利用者・家族に大きな負担を強いるものになっています。また、介護報酬が上がらなければ労働条件も改善されず、介護職場での人材不足も解消されません。

さらに問題なのが、来年度の改定では、要支援の人の保険外しと利用制限が厚労省の審議会で検討されています。その典型が、訪問介護で調理や掃除をする「生活援助」の利用回数制限です。厚労省が基準を設け、それを超える利用は、市区町村に設けられた会議で検証し、「是正」を求めるというものです。一律の利用制限につながるやり方です。「自立重視」の名で介護保険からの卒業も強化しようとしています。

国民に長年保険料を負担させておいて、使いたい時にサービスを使えない、まさに負担あって介護なしの事態であり、「国家的詐欺」といわなければなりません。

全国老人保健施設協会など 11 団体が 11 月中旬、「介護の現場を守るための署名」約 180 万人分を政府に提出し、介護報酬のプラス改定を強く求めました。介護関連の署名を初めて集めたという日本看護協会をはじめ、これほど幅広い団体が一致結束して署名に取り組んだのはかつてなく、寄せられた署名数も過去最多となっています。

介護保険を利用する人も介護を担う人たちも、ともに安心できる仕組みづくりが急がれます。そのためにも介護報酬の引き上げは不可欠です。あわせて利用者負担を軽減する措置も必要です。

よって介護保険制度の拡充へ介護報酬の引き上げを求める意見書が議員各位のご賛同を得て、意見書が可決されますようお願い申し上げます、賛成討論とします。